

平成 29 年 12 月 25 日

平成 29 年第 5 回

水戸市国民健康保険運営協議会

(資 料)

水戸市保健福祉部国保年金課

## 目 次

	ページ
報告第1号 仮算定結果に基づく国保税率について	1
1 仮算定の結果について	1
(1) 仮算定の条件等	1
2 県が示した標準保険料率算定に必要な保険料総額	1
3 平成30年度に収納すべき保険税額	2
(1) 平成29年10月末現在のデータを基に推計	2
(2) 今後の国保事業費納付金等の変動要因	2
4 平成30年度の国保税率改正について	3
(1) 税率を改正する場合	3
(2) 現行税率を据え置く場合	3
報告第2号 水戸市国民健康保険データヘルス計画(素案)及び 水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画(素案)に ついて	4

## 報告第1号 仮算定結果に基づく国保税率について

### 1 仮算定の結果について

#### (1) 仮算定の条件等

- ①平成28年度の決算に基づき、平成30年度の国保事業費納付金等を算定
- ②追加公費1700億円のうち、1500億円を算入
- ③過年度分の保険税収納額（遡及課税分を含む）等は不算入  
（第3回試算時は算入）

### 2 県が示した標準保険料率算定に必要な保険料総額

(円)

	30年度仮算定	第3回試算	増減額
納付金額（一般分）	8,098,879,815	8,864,666,797	▲765,786,982
保険税として収納すべき金額 （保険基盤安定軽減分を含む）	7,257,218,930	7,150,562,739	106,656,191
滞納繰越額等の額※	497,450,000	/	
標準保険料率の算定に必要な 保険料総額	6,759,768,930	7,150,562,739	▲390,793,809

※第3回試算においては、滞納繰越金を保険税として収納すべき金額から控除済

### 3 平成30年度に収納すべき保険税額

#### (1) 平成29年10月末現在のデータを基に推計

項目	金額(円)	備考
① 国保事業費納付金	8,098,879,815	
② 納付金に算入されない経費	410,132,000	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A 事業に要する経費 (①+②)	8,509,011,815	
③ 県交付金	380,198,000	・県繰入金等
④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	507,877,000	
⑤ その他一般会計繰入	363,207,000	・保健事業費の一部 ・葬祭費, 出産育児一時金 ・地方単独事業分等
⑥ 過年度分の保険税等収納見込額	627,450,000	
B 現年分保険税以外の収入合計	1,878,732,000	
C 事業運営に必要な保険税の必要額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	6,630,279,815	
⑦ 保険基盤安定繰入 (保険税軽減分)	915,930,000	
D 収納すべき保険税額 (C-⑦)	5,714,349,815	
E 現年度分必要調定額 (D/90%)	6,349,277,572	・標準的な収納率の90%で Dを割戻し
F 現行税率による 平成30年度調定見込額	6,098,976,000	
G 調定差額 (E-F)	250,301,572	Fの4.1%

#### (2) 今後の国保事業費納付金等の変動要因

- ① 確定値では公費 1,700 億円のうち、未算入の 200 億円が算入される予定
- ② 4 月から医療分の課税限度額が 4 万円引き上げになる見込み
- ③ 4 月から診療報酬が改正される予定

#### 4 平成30年度の国保税率改正について

##### (1) 税率を改正する場合（不足額の全額を国保税額で賄う場合）

###### ①改定税率（案）

	医療分	後期分	介護分	計
所得割	7.35% (0.20%)	2.48% (0.13%)	2.14% (0.09%)	11.97% (0.42%)
均等割	23,800円 (800円)	7,500円 (500円)	9,500円 (-)	40,800円 (1,300円)
平等割	26,600円 (600円)	9,400円 (400円)	5,900円 (400円)	41,900円 (1,400円)

※ ( ) は現行税率との比較

※ 世帯構成及び所得額別の税額については、別紙参照

##### (2) 税率改正を見送る場合

###### ①考え方

県から示された平成30年度国保事業費納付金等の仮算定に基づき、保険税額を試算した結果、発生する不足額については、本来、国保税率を改正して収支の均衡を図るべきである。

しかしながら、下記の要因により、平成30年度、平成31年度の2年間は、税率改定を見送ることとする。

○今般の制度改革は、昭和34年に国民健康保険法が施行されて以来の大きな改革である。このため、当分の間、制度改革による県の国保事業の運営について、経過を見る必要がある。

○本市の国保財政は、これまでの一般会計からの多額の繰入れや収納率の向上などの経営努力により、若干の繰越金が発生している状況であり、保険税額の不足分について繰越金等を活用することも可能である。

ただし、特別な事情により保険給付費等が増加したことにより、次年度以降の国保事業費納付金等の増額が見込まれる場合は、平成31年度の税率改定について検討する。

###### ②今後の経営健全化への取組み

ア. 収納率の向上

イ. 特定健診等の推進

ウ. ジェネリック医薬品の利用促進

エ. 県の国保財政健全化に向けた取組要請、各市町村への支援要望

報告第2号 水戸市国民健康保険データヘルス計画(素案)及び  
水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画(素案)  
について

1 水戸市国民健康保険データヘルス計画(素案)

別冊のとおり

2 水戸市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画(素案)

別冊のとおり